

平成 2 2 年

御嵩町議会第 1 回定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 5 日 開会
平成 2 2 年 3 月 1 9 日 閉会

平成22年御嵩町議会第1回定例会会議録目次

	ページ
3月5日（第1号）	
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	5
6. 開会の宣告	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 会期の決定	6
9. 町長の施政方針の発表	6
10. 諸般の報告	19
11. 議案の上程及び提案理由の説明	20
議案第4号～議案第24号、発議第1号及び発議第2号 23件	
12. 議案の審議及び採決	51
議案第4号	51
13. 散会の宣告	52
14. 署名	53
3月11日（第2号）	
1. 議事日程	55
2. 出席議員	55
3. 欠席議員	55
4. 説明のため出席した者の職・氏名	55
5. 職務のため出席した者の職・氏名	55
6. 開議の宣告	56
7. 会議録署名議員の指名	56
8. 一般質問	
3番 早川文人君	56
(1) 鉄道のある町づくりについて	

(2) 地区公民館の運営について	
12番 木下四郎君	6 6
(1) デマンド方式について	
(2) 平成22年度一般会計予算について	
7番 岡本隆子君	7 3
(1) 公共交通について	
(2) 職員数と人件費	
(3) COP10関連	
9番 佐谷時繁君	8 9
(1) 地球温暖化防止と活気のある御嵩町を	
1番 伊崎公介君	9 7
(1) 御嵩町の文化財のデータベース化	
(2) ホームページの更新	
2番 安藤博通君	1 0 3
(1) 教育に対する理念	
(2) 貸金業法改正による教育に与える影響	
9. 散会の宣告	1 1 2
10. 署名	1 1 3

3月12日（第3号）

1. 議事日程	1 1 5
2. 出席議員	1 1 5
3. 欠席議員	1 1 5
4. 説明のため出席した者の職・氏名	1 1 5
5. 職務のため出席した者の職・氏名	1 1 6
6. 開議の宣告	1 1 7
7. 会議録署名議員の指名	1 1 7
8. 一般質問	
10番 梅原 勇君	1 1 7
(1) 4月20日実施される予定の全国学力テストについて	
(2) 土曜日の授業復活は	

(3) 町内小中学校における暴力行為の実態は	
6 番 大沢まり子君	1 2 6
(1) 予防ワクチンへの公費助成を求む	
(2) 保育園への看護職配置の推進について	
(3) 介護問題について	
8 番 亀井千歳君	1 3 2
(1) 21号バイパスについて	
9. 追加議案の上程及び提案理由の説明	1 3 7
議案第25号及び議案第26号 2件	
10. 議案の委員会付託	
議案第5号	1 3 9
議案第6号	1 5 7
議案第7号	1 6 0
議案第8号	1 6 1
議案第9号	1 6 1
議案第10号	1 6 1
議案第11号	1 6 2
議案第18号	1 6 3
議案第19号	1 6 3
議案第21号	1 6 5
11. 議案の審議及び採決	
議案第12号	1 6 6
議案第13号	1 7 2
議案第14号	1 7 3
議案第15号	1 7 4
議案第16号	1 7 4
議案第17号	1 7 5
12. 散会の宣告	1 7 7
13. 署名	1 7 8

3月19日（第4号）

1. 議事日程	1 7 9
2. 出席議員	1 8 0
3. 欠席議員	1 8 0
4. 説明のため出席した者の職・氏名	1 8 0
5. 職務のため出席した者の職・氏名	1 8 1
6. 開議の宣告	1 8 2
7. 会議録署名議員の指名	1 8 2
8. 追加議案の上程及び提案理由の説明	1 8 2
発議第 3 号から発議第 5 号 3 件	
9. 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決	1 8 8
議案第 6 号	1 8 9
議案第 7 号	1 9 0
議案第 8 号	1 9 0
議案第 9 号	1 9 1
議案第 21 号	1 9 2
議案第 5 号	1 9 4
議案第 10 号	2 0 0
議案第 11 号	2 0 0
議案第 18 号	2 0 1
議案第 19 号	2 0 2
10. 議案の審議及び採決	
議案第 20 号	2 0 2
議案第 22 号	2 0 3
議案第 23 号	2 0 4
議案第 24 号	2 0 5
議案第 25 号	2 0 6
議案第 26 号	2 0 7
発議第 1 号	2 0 7
発議第 2 号	2 0 8
発議第 3 号	2 1 0
発議第 4 号	2 1 1

発議第5号	2 1 2
11. 特別委員会委員の選任	2 1 2
12. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	2 1 3
13. 町長あいさつ	2 1 4
14. 閉会の宣告	2 1 6
15. 署名	2 1 8

平成 22 年 3 月 5 日

第 1 回 御嵩町議会定例会会議録（第 1 号）

平成22年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年3月5日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年3月5日 午前9時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について
 - 議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について
 - 議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について
 - 議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて
 - 発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について
 - 発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

- 議案第25号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第10号）について
- 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 発議第3号 民間保育所運営費の一般財源化に関する意見書
- 発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する意見書
- 発議第5号 保育所制度改革に関する意見書

議事日程第1号

平成22年3月5日（金曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 5件

(1) 民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情

(2) 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情

(3) 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について

(4) 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

(5) 現金出納検査結果報告（平成21年11月分～平成22年1月分）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 23件

議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第5号 平成22年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について

議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について

議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

- 議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて
- 発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について
- 発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

日程第6 議案の審議及び採決 1件

- 議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（12名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	12番 木下四郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 鈴木正人
教育担当参事 加藤保郎	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 渡辺義弘	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 日比野優

住民環境課長 伊佐治 徳 保
福祉課長 田 中 康 文
上下水道課長 松 岡 学 一
会計管理者 藤 木 伸 治
生涯学習課長 若 尾 要 司

保険長寿課長 埜 藤 幸
農 林 課 長 安 藤 信 治
建 設 課 長 吉 田 隆 博
学校教育課長 田 中 秀 典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 桑 下 増 美

議会事務局書記 佐久間 英 明

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成22年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児よりビデオ撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 佐谷時繁君、10番 梅原勇君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月22日の議会運営委員会において、本日より3月19日までの15日間と決めさせていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より19日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

町長の施政方針の発表

議長（鈴木元八君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

おはようございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、施政方針を述べたいと思います。

大変長時間になるかと思いますので、おつき合いのほど、よろしく願いいたします。

第1回議会定例会の開催に当たり、平成22年度、また将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

「起承転結」、これは古田岐阜県知事が1期4年間の1年ごとのとらえ方を表現された言葉であります。この位置づけから、平成22年度は私にとって「結」の1年と言えます。

この3年間、走りながら取り組んできたのが行財政の分析と健全化へ向けての方向性です。地方債（借金）の償還方法には選択肢が数種類あるわけですが、償還金の大きい、また有利な地方債は据置期間があります。平成22・23年度が償還のピークであり、その後、右肩下がりに転ずるとのデータが出ており、現在の方向性を守ることが重要と考えております。

分析について説明いたします。

御嵩町の行財政問題は、「背負い続けなければならないこと」「努力して改善できること」「時が解決してくれること」の3点に絞っております。

まず、「背負い続ける」のは地勢的問題であります。

市町村財政のよしあしを大別すると、一つの傾向として、都市部、中山間部、漁村なども含めた山間部の順になります。数値のみで判断すれば、御嵩町の都市部と山間部とでは、経費面では確実に山間部の方が多くを必要とします。しかし、この地勢は、誇りを持って背負うに値する地域であります。御嵩町の里山は、町民の宝物と位置づけ、守り続けたいと考えております。

2点目の、「努力すれば」について説明いたします。

戦中・戦後、御嵩町は、近隣にはない亜炭産業隆盛による経済的活況を呈している中で実現したのが昭和の大合併です。真偽のほどは確認しておりませんが、当時、町民税を課税しなかった年があるやに聞いたことがあります。それが本当のことと思えるほど法人税収が多額であったであろうことは想像にかたくありません。

町が事業を計画した場合、補助金や交付金を有効活用するには、最低で2年、通常は3年ほどの時間を必要とします。しかし、町の自主財源での事業であるならば、1年度内で発想・計画・実施が可能となります。また、補助金・交付金での事業は、国や県の監査も受けなければなりません。事業の実施への時間、諸事務の軽減ができ得る財政的体力がかつての御嵩町にはあったと言えます。しかし、残念ながら、エネルギー革命によって税減収となってからも、補助金、交付金を有効に得

る努力をしないDNAは引き継がれてしまったようでもあります。今現在でもそのような傾向がかい間見られる事案に遭遇することも時としてありますが、その都度、訂正、是正し、対応しております。今後も町にとって有利な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、「時が解決する」について説明いたします。

これは歴史があるわけではなく、最近の施策についてです。現在、町財政に最も大きく直接影響しているのが誘致企業奨励金です。グリーンテックみたけへの工場誘致は、バブル期とは違い、供給過多の状態にあり、企業へのインセンティブが必要となり、固定資産税分を徴収後、奨励金として支出しております。ピークは、平成20年度で約2億4,000万円ほどありました。この制度の苦しところは、2億4,000万円の税収があったとしても、国からいただく地方交付税が1億8,000万円ほど減額されてしまいます。この減額分をもう一度町の一般財源から持ち出し、2億4,000万円の奨励金としているところでもあります。それが年とともに持ち出し分が六、七千万円ほど減少しており、平成22年度は平成21年度比6,700万円減となっており、名鉄への運行補助金7,000万円の支出を決断できたのも、この持ち出し分の減少を見込めたからであります。

以上が御嵩町の行財政の分析と今後の方向性であります。

次に、町外からは高い評価を得ているものの、一部町民が不安視されております駅前に建設中の3施設の今後について、その方針を述べさせていただきます。

これは、建設整備総事業費約1億800万円のうち、町負担分約1,300万円を実施している事業であります。私は、もともと民間人であり、今現在もその感性を失ったわけでも、さびつかせたわけでもございません。

柳川町政での施設整備は、「さわやか長楽荘」「さわやかナーシングみたけ」「さわやかグループホームみたけ」「あゆみ館」、私が引き継ぐこととなった「ぼっぼかん」、高倉の「さわやかデイサービスセンター伏見」「あつと訪夢」、学校の耐震化と、高齢者や子供、障害者福祉が中心となっています。近隣市町村におくれをとっていた分野の充実として、この選択は正しかったと思っております。ここでお気づきかと思いますが、町の活性化の中心となる現役世代への施策がすっぽり抜け落ちています。そこまで手が回らなかった実情は当然のことと言えます。今回の3施設は、町に活力を与えてくれる、その現役世代や、通常健常な老人世代の施設であります。

物販所と交流館について述べます。

施設をつくれれば経費、特に人件費が長期的に町財政を圧迫することは当然視野に入れなければなりません。この点について官と民の対立があるとすれば、それは事業の発想と同時に、町長室で熾烈なバトルとしてスタートしています。施設設置費と人件費の比例はさせないのが私の方針であります。巷間伝わり聞く施設への批判は、既に町長室で解決し、施設運営上の人件費を平成21年度比

町負担増加分ゼロにすることが確認できたからこそ建設にゴーサインを出すことができました。

現在、町が1人の嘱託職員や日々雇用職員を募集しますと数十人の応募があります。平成22年度予算で計上してあります「御嶽宿さんさん広場」「御嶽宿わいわい館」の人件費増加分は、国の経済対策の緊急雇用創出にこたえるものと位置づけ、2年間維持しつつ、2施設については、平成21年度比町負担人件費増加ゼロの制度設計を徐々に具現化する予定であります。

「みたけ健康館」と命名していただいた筋力トレーニングセンターには、若干違った思い入れがあります。10年後の超高齢社会の到来は、言をまたない状況にあるのは御承知のとおりであります。現状のままでは、低福祉・高負担となることは論ずるまでもありません。

介護保険は、全体のうち、町負担12.5%、町民負担50%で成り立っています。この負担の軽減、また増加の抑制は、健康な老後を、また介護を必要としない高齢者になっていただく以外に方法はありません。介護は本人の問題であり、家族の問題であります。介護保険の1%の予防費と緊急雇用の人件費を主財源としておりますが、ある程度の町費の投入は惜しくはないとも考えております。この事業の推移を見守りつつ、東西1ヵ所ずつの増設が可能となればこれほどの喜びはないと思えるほど、また言えるほど、思い入れを深めております。

御嵩町は本年で55周年を迎えました。55年という歳月は、かつて可児郡の中心的な役割を担い、活況を呈していた町の姿をも一変させ、時代とともに緩やかに静かな町へと変遷しました。気がつけば、その中心を担った亜炭産業のつめ跡が一部の生活を脅かし、何よりも大正の時代に、鉄道が敷設されないことで時代の流れに取り残されてはいけないと地元の名士が東濃鉄道を設立して、絶大なる期待と悲願のもと御嵩に引き込んだ、その鉄道までが存続の危機に瀕しています。

このように、御嵩町にはほかの市町にはない大きな問題が山積していますが、中山道の宿場町、また豊かな緑と自然に恵まれた里山など、すばらしい財産も先人から譲り受けてまいりました。

今、ここで生活を営む我々には、先人が築き譲り受けた鉄道を初め町の文化、長年大切に守られてきた豊かな里山などをしっかり守り、後世に引き継いでいく責務があります。これまで培われてきた町の歴史や伝統・文化などを新しいまちづくりに生かし、次の世代に自信を持って「素晴らしい御嵩町」を託せる礎を築いてまいりたいと考えております。

今や国や経済界を取り巻く環境は大変厳しく、その影響が地方に及ぶ状況下にあります。この苦難な時代であるからこそ、これを乗り越えるため、町民の皆様の英知をいただきながら、私ども行政は、未来に向かってたゆまぬ努力をすることこそが重要と考えます。この55周年という節目の年を迎え、本町がさらなる飛躍と発展を遂げるよう町政執行に邁進していく所存でありますので、御支援のほど、また御協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に、町政を取り巻く諸課題について2点ほど、状況など概略を申し上げます。

亜炭廃坑問題についてであります。

最近、テレビ報道で御嵩町の亜炭廃坑問題が大変多く取り上げられていることは御承知のことと思います。御嵩町にとってこの問題の深刻さや根深さを各方面の多くの方に理解していただき、国を動かし、制度改革の原動力になるのであれば当然ありがたい話ではありますが、一方では、単に町民への不安をあおるだけになったり、風評による地価への影響など、結果として町民にマイナス要素が広がる懸念も深まるばかりであります。今は取材の前に、町として話し伝える内容が国の制度改革につながるような報道をお願いしながら取材に応じている状況であります。

この問題に関し、ここ数カ月の報告をさせていただきます。

昨年の11月18日に東京で開催されました全国町村長大会の折、岐阜県町村会会長の赤塚八百津町長を通じて御嵩町における亜炭廃坑問題の現状を取り上げていただくようお願いしましたところ、全国町村会会長より「鉱害復旧対策に関する意見書」を資源エネルギー庁に提出していただきました。意見書の内容には、国が復旧工事を実施することと危険度の高い地区から地下充てん等の予防対策を実施することを明記した上で、資源エネルギー庁長官、資源燃料部長、石炭課長の3者に陳情をお願いしていただきました。

また、先日、衆議院予算委員会第7分科会において今井雅人衆議院議員が質問に立ち、かねがねお願いしてまいりました亜炭廃坑の上に建設されている緊急避難所の地下充てんなど、予防対策について政府に質疑していただきました。この質問に対し、インターネットの衆議院テレビを見た限り、経済産業省の近藤大臣政務官の回答は、「陥没が起きた場合に物件等が本来持っている効用を回復する工事に限られる」と前置きし、「現行制度のもとで何が次善の策として可能か探っていく」とした趣旨の答弁にとどまり、本質は従来と大同小異であったことは否めません。

御嵩町長としてはこれで終わるわけにはいきませんので、経済産業省出身の岐阜県知事と面談し、県から国に対して現在の特定鉱害復旧事業等基金が枯渇した場合の手当てなどの対策と緊急避難所などに指定されている公共施設の地下充てんなど、予防対策の2方向での働きかけをお願いしたところあります。

今後も各方面からの方策を探りながら、制度改革や抜本策を講じていただけるよう、改善に向けて労をいとわない姿勢で臨んでまいります。

次に、上之郷地区における地上デジタル放送への対応について申し述べます。

2011年7月にアナログ放送の停波に伴い、地上デジタル放送が視聴できない地域の解消は、無水道の問題と同様、解決すべき地域間格差問題として認識しておりました。地上デジタル放送への移行が国策である以上、受信環境整備は基本的には国及び放送事業者による責任において解決されるべき問題として、全国知事会や、岐阜県を初め43道府県からなる地上デジタル放送普及対策検討会

などが国や放送事業者に対し強く求めてまいりましたので、着手をおくらせ、その動向を注視してまいりました。

このほど国の地域情報通信基盤整備推進交付金と公共投資臨時交付金の活用が認められ、伝送特性にすぐれ、高速インターネットアクセスを可能とするケーブルテレビ方式による事業を、町費の持ち出し分は、総事業費1億1,462万円の11.4%となる約1,300万円にまで圧縮して実施できる見込みとなりました。さきの臨時会で予算の可決を受け、工事の入札準備を進めてまいりました。昨日の入札によって落札業者が決定し、町の持ち出し分が予定よりも少ない332万円の支出にとどまるめどとなりました。先般、説明申し上げましたとおり、工事請負契約の仮契約締結について議案を追加上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

当初、地上デジタル対策として2億円弱の費用が必要と試算されておりましたが、アナログ放送の停波が近づくころには国も事業者も状況が変わってくると推測し、ぎりぎりまで判断を待ったかいたったことは言うに及びません。政権交代の影響もあり、交付決定までに時間がかかりましたが、平成22年の秋までには工事が完了し、上之郷地区の地域間格差の是正への期待にこたえられそうです。今後も、効率的な財源を活用しながら行政運営を行ってまいり所存であります。

今回、議会に提案させていただきます平成22年度予算案の重立った内容、施策について、以下御説明をさせていただきます。

景気が再び落ち込む二番底の懸念が少し薄らいだとの受けとめ方も一部にはあるようですが、依然デフレ傾向が長期化する懸念を払拭できず、行政もその影響は少なくありません。平成22年度も前年度に引き続き厳しい財政状況であります。 「まちづくり」「名鉄広見線対策」「無水道地域の解消」を軸として、「福祉」「環境」「土木」「教育」といった点にも重点を置いた予算編成を行っております。

一般会計予算額は63億500万円、対前年度比6.6%の増となっており、特別会計・企業会計と合わせた総額は113億4,390万円で、対前年度比2.7%の増となっております。

一般会計の歳入歳出が6.6%の増となっておりますが、これは平成20年度予算において国民健康保険特別会計に繰り出した減債基金の振替運用の予算2億2,138万円と民主党の公約政策である子ども手当関係2億3,600万円を含んでいるため、その額を差し引いた純然たる町の事業に係る平成22年度予算額は58億4,761万6,000円となり、実質伸び率は1.2%の減となります。

一般会計歳入につきましては、景気低迷の影響を受けた法人町民税と雇用状況や所得環境の後退による個人町民税が大幅に落ち込むなど、町税収入を4.5%減の23億6,568万円と見込んでいます。逆に、子ども手当関係費、地域グリーンニューディール基金事業補助金、地域活力基盤整備創造交付金など国庫支出金が183.3%増の5億1,393万円と大幅にふえたこともあり、元利償還額の全額が

交付税措置される臨時財政対策債を16.7%増の3億5,000万円借り入れましたが、基金繰入金や町債の発行は実質前年度より減となっております。

また、歳出面では、企業誘致奨励金や自動車道対策費など大きな比重を占めていた事業が縮小する一方、子ども手当関係費2億3,600万円、名鉄広見線運営補助金7,000万円など新規事業を加えた予算となっております。

本音のところを申し上げますと、ラスパ御嵩店の専門店など新規法人の増加や、グリーンテックのみたけ内の企業から政府によるエコカー減税などの政策による下支え効果もあり好調との報告を受けておりただけに、収入の根幹をなす町税の減少見込みは、景気回復への力強さを欠いている現状を認識せざるを得ず、引き続き緊縮財政による行政運営に努めなければなりません。

今後も、政府より地域の経済効果をねらった公共事業など経済対策が示されることを期待しながら、限られた財源の中で、新規事業や継続事業の見直しなどを含めて事業の内容を十分精査して予算編成を行いました。

それでは、以下、重立った施策・事業について予算計上額も示して御説明をいたします。

まず初めに、御嵩町第4次総合計画のもと、御嶽宿地域再生構想に基づき進めてまいりました御嵩町の玄関となる名鉄御嵩駅前周辺でこの春からオープンする施設について、位置づけや運営費は冒頭に述べたとおりであります。内容について説明をいたします。

全額を国の地域活性化・生活対策臨時交付金をいただいて進めてまいりました駅前ロータリーの太陽光発電施設が完成し、この4月4日に「御嶽宿さんさん広場」として生まれ変わります。

産業廃棄物処理施設建設問題に取り組んで以来、環境に対する町民の意識が高まった町として、また国が進める低炭素都市推進協議会の幹事都市として、低炭素社会のまちづくりを目指す町のシンボル施設として、クリーンエネルギーの普及・啓発など、「環境のまち」を広く町内外にアピールしていきたいと考えております。オープンに向けて施設の工事を着々と進めており、施設の核となる最大10キロワットの発電量をもたらす太陽光パネル50枚が設置され、広場を照らす省エネ型のLED照明の設置を待つのみとなっております。

施設には、お湯を使わずセラミックボールで足を温める「足癒」を6基設置するほか、屋根つきの回廊では御嵩町をPRする展示を行い、太陽光発電施設の下では御嶽宿にふさわしい「宿（しゅく）の市」を開催するなど、だれもが気軽に立ち寄り、休憩しながらくつろぐことのできるにぎわいの場としてまいります。

また、御嶽宿を町の重要な資源として保存・継承し、活用していこうと、地元高校生や大学生、商店街も含めた地域住民が参画した住民懇談会で策定した御嶽宿地域景観等整備指針を受けて、御嶽宿の玄関口であります願興寺の向かいに、交流拠点施設「御嶽宿わいわい館」として整備を進め

ております。

地域の皆さんや御嵩町を来訪される人々が交流できる場所となるこの施設は、御嶽宿の景観に調和した外観になっており、「環境のまち」として高気密・高断熱構造や、約3キロワットを発電する太陽光発電施設を設置して、エコ住宅の仕様となっております。道路に面した1階建ての建物と南側の2階建ての建物の2棟で構成しており、交流や休憩スペース、体験工房スペース、物販スペースを設け、これらを気軽に地域住民が利用して、来訪者との交流や、おもてなしの場として利用していただこうと考えております。これらの施設は、いずれも御嵩町のまちづくりの拠点として、また御嵩町の観光資源を広く情報発信していく拠点としていきたいと考えております。

「みたけ健康館」も、4月4日に御嶽宿の一角に新たな施設として誕生します。この施設も、全額を地域活性化・経済危機対策臨時交付金と森林整備加速化・林業再生事業補助金を活用してまいりました。これは、介護予防として筋力トレーニング教室をモデル事業として開始して以来、年々参加者が増加し、生活に必要な筋肉の活性化などの効果も顕著にあらわれたことで、事業拡大への要望にこたえる形で、介護予防の効率的な運営を行う拠点として整備してきたものであります。

施設としては、健康運動指導士による介護予防教室において6種類の筋力トレーニングマシンを使用することで筋力向上による身体機能の改善や、体力低下を予防する運動習慣の改善を期待しております。さらに、教室などへの参加が人とのかかわりに広がりをもたらし、利用者間の仲間づくりや閉じ込めりの防止などの効果も期待でき、健康で楽しく活力に満ちた社会の実現につながると確信しております。また、将来的には、この施設を一般町民の方にも活用していただければと考えております。

これに関連して、御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例、御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例及びみたけ健康館の設置及び管理運営に関する条例を上程しておりますので、あわせて御審議のほどよろしく願いいたします。

同様に、国の基金で新しく創設された地域グリーンニューディール基金事業を活用した地球温暖化対策などの事業について申し上げます。

この基金は、地球温暖化対策として公共施設の省エネルギー化やグリーン化を推進する場合、その事業が対象となります。この基金を活用して、昭和53年に本庁舎を建設して以来、故障の修理を繰り返しながら使用してまいりました重油方式の空調設備を再整備いたします。効率的な省エネルギー化を追求するため、プロポーザル方式により入札を実施し、本庁舎空調設備などの改修事業を初め、ガラスフィルムコーティングや壁面緑化などにも取り組んでまいります。この総事業費として8,200万円を計上しており、今まで大量に排出してきた温室効果ガスの原因となるCO₂の削減に努め、低炭素環境を構築してまいります。

次に、利用者を着実にふやしていくことが課題であります名鉄広見線問題に触れさせていただきます。

昨年12月3日に行われました名鉄広見線対策協議会で、利用者の減少に歯どめをかけ、増加させるための利用促進策を盛り込んだ「名鉄広見線活性化計画」が決定されました。

利用促進の施策方針を「活力ある地域づくりを支える」「この地域を守り・はぐくむ」、そして「地球環境に優しく、利用しやすい」名鉄広見線とし、住民の方々の交通行動を変えていただくことで名鉄広見線の存続を目指すこととしています。

この利用促進策を実行していくには、住民の皆さんと一緒に行動を起こし、御嵩町のまちを活性化させていきながら、平成24年度の利用者111万1,000人の目標達成に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

既に社会実験として、通勤手段や外出時の移動手段をマイカーから電車にシフトしていただくよう、グリーンテクノみたけや平芝工業団地と御嵩駅を、また人口密集地域であります南山台東と西や大庭台の住宅団地と御嵩駅や御嵩口駅を結ぶみたけE-COバスを走らせております。その利用状況は、10月に運行開始して以来、全体的に増加傾向にあり、特に住宅団地ルートでは順調に利用者がふえている状況でありますので、引き続き、平成22年度もみたけE-COバスを運行しながら、時間をかけて交通行動の変化を分析してまいります。

今後、ふれあいバスや、町民の方が研究されておりますデマンド交通についても議論し、公共交通のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、昨年4月から開放し、利用がふえてまいりました御嵩駅南の駐車場ですが、深夜には車がほとんどない状況から、名鉄電車利用の方が主な利用者にとらえております。平成22年度には地域活力基盤創造交付金を活用して、この駐車場を駐輪場とあわせて整備し、照明などの設置により利便性を向上させ、御嶽宿さんさん広場など地域の交流の場づくりとともに、電車利用者をふやし、にぎわい創出を図ってまいります。この名鉄広見線対策に係る費用として、名鉄の運営支援を行う補助金7,000万円、名鉄広見線活性化協議会負担金583万円、土地開発公社からの買い戻し費用4,931万円、御嵩駅前駐車場整備事業2,400万円を計上しております。

今、御嵩駅構内の掲示板には38枚のポスターが飾ってあります。これは、御嵩小学校4年生が名鉄広見線の歴史を学び、当時の人々の願いや努力、思いを感じ取り、実際に電車に乗って利用者の方へのインタビューも行い、さらに名鉄広見線の便利さに気づき、その思いをかけたものであります。皆さんも一度足を運んでいただき、ごらんいただければと思っております。

名鉄広見線は、私たちの暮らしを支える社会資本の一つであります。住民の皆さんで支えて残していくという意識の拡大につながるよう今後も取り組んでまいりますので、皆さんもぜひ乗車して

いただき、住民の皆さん自身が話し合い、考えていただく大切な時間をつくっていただきたいと思いますと考えております。

次に、住民サービスの向上という観点で申し上げます。

収納率の向上と納税者の利便性の向上を図るため、平成21年度で準備をしておりましたコンビニ収納の環境が整い、この4月から軽自動車税と上下水道料金の2種類の支払いがコンビニエンスストアで利用できるようになります。今まで平日の昼間に時間を取ることができなかった方や、遠方の銀行などで手数料を払って納付していただいた方でも、容易に全国のコンビニエンスストアで時間に関係なく利用していただけます。

納税者によっては金額が高額となるケースが想定される固定資産税や町県民税などについては、今回、軽自動車税と上下水道料金の2種類で実施した状況を分析しながら、平成23年度から導入できるよう準備を進めてまいります。コンビニ収納に係る手数料及び次年度に向けた準備作業に係る経費として142万円を、また企業会計で45万円を計上しております。

今後は、ほかの税金や利用料などへの拡充を行いながら、収納に対する利便性の向上を図ることで収納率向上の期待をしております。

町民の皆さんの理解をいただきながら進めてまいりました、町の瓦れき処分場について申し上げます。

南山地内のグリーンテクノみたけ南側で、埋め立て容量4,288立方メートル、埋め立て期間51年間の規模の処分場として建設を進めてまいりました御嵩町南山一般廃棄物埋立処分場が、この2月8日に完成いたしました。

生活環境影響調査を行い、地元自治会や可児川漁協組合の理解を得て建設した大切な施設ですので、今後、町民の皆さんの協力をいただきながら、施設の延命策を講じるなど、施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

4月1日から供用開始するに当たり、利用料金の改正など、御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程しておりますので、よろしく願いをいたします。

この新しい埋立処分場の完成に伴い、小和沢地区にあります一般廃棄物埋立処分場につきましては、廃止に向けての作業を進めることとなります。廃止に当たり、生活環境影響調査、告示・縦覧など変更の手続きを行った上で小堰堤設置や最終覆土の工事を行い、山林の地形に戻してまいります。

最終覆土に至るまでの手続に係る申請と設計費及び工事費などの事業費として1,371万円を計上しております。飛騨木曾川国定公園の近くでありますので、覆土が完了した後も2年間にわたり水

質などの検査を行うなど、監視してまいりたいと考えております。

次に、子供を持つ世代の皆さんが安心して子育てが行える環境づくりへの取り組みについてであります。

民主党の目玉公約の一つであります子ども手当の支給が始まります。平成23年度以降の満額支給をめぐり、地方負担の問題も含めて議論が活発化している感がありますが、平成22年度については、子供1人につき、公約の半額に当たります月額1万3,000円を支給するものであります。中学校を卒業するまでの子供が対象で、従来の児童手当分を含んでの手当でありますので、支給の方法は、児童手当と同様に、6月、10月、2月の年3回に分けて支払います。民生部門の子ども手当費用として2億3,000万円を計上しております。

国の政策ではありますが、次代の社会を担う子供たちに対する支援が子供にとって健やかで安心して育つことのできる社会の実現につながればと願っております。

平成22年度の新規事業としてファミリーサポートセンター事業を開始いたします。

ファミリーサポートセンター事業とは、子育て支援を受けたい方と子育ての援助ができる方が会員となって、地域で相互援助活動を行う会員組織であります。会員の方が病気やけが、または行事などでどうしても子供を預けたいなど手助けが必要なときに、一時的な育児のサポートを受けることによって安心して子供を育てる環境づくりを目的としております。

今回、ファミリーサポートセンター事業を「ぽっぽかん」で運営し、その事務費や保険料として15万円を計上しております。核家族化が進む中、この事業がかつての地縁社会に存在したように、仕事と育児を両立し、安心して働くことができる社会環境を築くことで地域の子育て支援と児童福祉の向上を図ってまいります。

次に、完成が間近となってまいりました国道21号可児・御嵩バイパスを初めとしたインフラ整備について申し上げます。

平成12年度に工事着手されました国道21号可児・御嵩バイパスの全線8キロが、現在、工事が進む第3工区をもってすべて完了しようとしております。平成22年4月開通を目指して国において鋭意努力をしていただきましたが、先般の全員協議会で説明させていただきましたように、用地交渉など諸事情により平成22年度へと工期の延期がされる報告を受けております。

活力ある地域づくりのための社会基盤整備として一刻も早い完成を望むところではありますが、町も完成予定に合わせて、バイパス関連工事として都市計画道路の大泥茶円原線道路改良工事ほか3路線で事業費4,459万円を計上し、町道改良を行ってまいります。

この国道21号可児・御嵩バイパスの完成により、市街地の交通渋滞の緩和や、東海環状自動車道へのアクセス道路としてはもちろんのこと、物流をスムーズにし、産業の振興や地域開発の促進な

ど、地域の発展に大きく貢献してくれるものと期待をしております。

計画処理区域や事業内容の変更も視野に入れ、下水道事業検討委員会において検討いただきおりました公共下水道事業について申し上げます。

全体計画区域935ヘクタールの事業として整備を進めてまいりました木曾川右岸流域関連御嵩町公共下水道事業も、整備率は52.5%に当たる491ヘクタールの整備が完了し、3,270世帯の方に御利用いただいております。

現在、鋭意推進しております第5次変更認可分の工事もおおむね終了するところではありますが、このまま計画どおり事業を推進すると起債残高の増加が予想され、下水道事業会計の逼迫が危惧されるため、今後の下水道事業のあり方について、下水道事業検討委員会の提言をいただきながら、将来の方向性を含め第6次流域関連下水道整備事業についての検討をしてまいりました。

その結果、これまで全員協議会でも説明させていただいておりますが、合併浄化槽の普及状況を勘案し、幹線整備を中心として公共投資を極力抑えて整備する方針に基づき、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

井尻地区の一部を含めた51.4ヘクタールの第6次整備区域を岐阜県が進める事業変更認可に合わせ平成27年度までの5年間とする変更認可の手続きを行い、今後は5年単位で見直しを行いながら進めてまいります。この井尻地区の整備を含めた下水道特別会計で工事費として1億4,300万円を計上しております。

下水道は町民が健康で文化的な生活を営む上での重要な基盤施設であり、豊かな自然と清流を守るための大切な役割を担っておりますので、財政状況を常に注視しながら下水道事業の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、私自身の選挙公約に掲げ検討してまいりました「低学年の30人未満学級」について述べさせていただきます。

義務教育の初期の段階において学習や集団生活の基本的な習慣を身につけさせることは大変重要であり、その効率的な環境となる「低学年の30人未満学級」の実現に向けて、平成20年度から岐阜県教育委員会と協議を重ねてまいりました。

特に誕生月により発達段階が大きく異なる小学校1年生では、落ちついて教師の話を聞けない、あるいは教室を歩き回り授業が成立しないなどの小1プロブレムの懸念もあります。その対応として、子供の個性に応じたきめ細かい指導を徹底することで、学力の向上だけでなく、健やかな体や豊かな心をはぐくんでまいりたいと考え少人数学級を実施いたします。

結果として、制度による小学校1年生での30人未満学級の実施は、県内市町村の中ではどこよりも先んじることになるようではありますが、御嵩町では地域事情により必然的に少人数学級が成立し

ている学校もあり、目配りのきく、そうした学校に合わせる形での実施にすぎません。

既に御嵩町立小学校第1学年の30人未満学級編成実施要綱の制定準備を行い、岐阜県教育委員会の正式な同意を待っている状況にあります。実施に当たり増加する学級担任には、県費教職員の配置をして対応することとなりますが、県費教職員の本来の業務の補助を行う非常勤講師を町費で採用、配置し、その費用として384万円を計上しております。

研究によれば学級規模が小さくなるに従って、学習の到達度、情緒の安定、教員の満足度が高くなるという調査結果も報告されており、まずは児童一人ひとりにしっかり目配りできる少人数学級を1年生で実施し、教師や保護者の反応や実施の効果など検証してまいります。同様に、教師側の指導図書の充実も図ってまいります。

学校で子供たちの生きる力をより一層はぐくむことを目指す新しい学習指導要領に、小学校は平成23年度から移行いたします。変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく伸ばしていくことを目指し、教科の授業時数が増加するなど、教育内容が改善されるもので、この指導要領に対処するため、教師用指導図書を充実させる費用として450万円を計上しております。

今後、速やかに新学習指導要領に移行できるよう必要に応じて対応してまいります。

次に、障害のある児童・生徒の新たな教育拠点となります可茂特別支援学校に対する支援について申し上げます。

岐阜県では、特別支援学校の整備拡充を目指す「子どもかがやきプラン」に基づき、可茂地域にも平成23年度新設に向けて、美濃加茂市牧野に可茂特別支援学校の建設工事が行われております。

具体的な運営が検討される中、給食については美濃加茂市に委託することが決まりましたが、美濃加茂市の配食時間の関係上、この新設校への配食車両に不足が生じることとなり、その対応を検討してまいりました。この可茂地域において特別支援学校開設に向け積極的に陳情などを行った経緯もあることから、管内市町村で配食車両の購入に対する支援をすることが決定され、御嵩町の負担分として62万円を計上しております。

この新しい学校が児童・生徒の障害の種類や程度に対応し、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う学校として発展していくことを期待しております。

予算としては最後となりますが、上之郷地区の悲願であり、解決策を模索してまいりました無水道地域の解消事業について申し上げます。

平成7年度より上之郷地区の無水道地域のうち、謡坂、小原、西洞、谷、綱木の5地区において無水道地域水道委員を各自治会の代表として選任していただき、今年度まで懇談会などを通して地域の意向を確認しながら、無水道地域の解消に向け取り組んでまいりました。

平成21年度には、実施基本設計業務により物理的調査や総事業費などについての総合的な調査を実施し、あわせて財政的シミュレーションを行いました。

これを踏まえ、上之郷5地区の方々には国庫補助事業による上水道整備を提案させていただき、工事に伴う各戸の負担額などを含めて水道未普及地域解消事業実施の方向性を確認してまいりました。長年の懸案であった無水道地域の解消に向け、明るい光が見えてきたものと思われま

す。今後の計画では、平成22年度に給水区域の拡張認可を受け、平成23年度から6年間の計画で事業を実施し、平成29年度中には、上之郷5地区の全世帯に上水道が供給できるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

事業の実施に向け、給水区域拡張認可申請に伴う調査委託費として700万円を計上いたしており、解消に向けて大きな一歩を踏み出してまいります。

以上、平成22年度に計上いたしました予算は、将来を見据え、国の補助金や交付金を活用した、環境に配慮し、にぎわいのあるまちづくりに向けての予算で、一言で言うならば「やりくり型の緊縮予算」であります。御理解、御協力のほど、よろしく御願ひ申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、平成22年度の一般会計及び特別会計、水道事業会計の予算に関する議案7件、平成21年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案6件、条例制定3件、条例の一部改正3件、上之郷辺地総合整備計画に関する案件1件の、都合21件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

議長（鈴木元八君）

ただいま発表のありました施政方針に対して質問のある方は、8日月曜日の午後5時までに通告書により事務局まで提出をいただきたいと思いますので、よろしく御願ひをいたします。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書、現金出

納検査結果報告（平成21年11月分～平成22年1月分）までの5件が議長あてにありました。この写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、陳情等のうち、民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書につきましては、3月15日開催予定の民生文教常任委員会協議会で御協議をお願いいたします。

また、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議につきましては、2月26日に開催されました総務建設産業常任委員会で御協議をいただき、意見書を提出されるとのことでございます。

以上で議長報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時15分といたします。

午前10時03分 休憩

午前10時17分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提案されました議案第4号から議案第24号までと発議第1号、発議第2号の23件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件23件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

それでは、議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いて御説明いたします。

議案つづり 1 ページ、資料つづりも 1 ページをお願いいたします。

固定資産の評価審査委員は、固定資産の価格に関して納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることになっております。定数は地方自治法の規定により 3 名ですが、この委員のうち、籠橋英三氏が平成22年 3 月 31 日で任期満了となります。その後任といたしまして、今回議案にあります藤田正樹さん、昭和28年 8 月 8 日生まれ、住所は御嵩町井尻34番地 1、この方を選任いたしましたので、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、任期は 3 年であります。

資料つづり 1 ページの履歴書をごらんいただきたいと思います。

年齢は56歳で、元藤田建設代表取締役をしておられました。人格・識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方であると思いますので、お目通しの上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

次に、当初予算を行います。

議案第 5 号 平成22年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し説明を求めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

議案つづりの 2 ページをお開きください。

議案第 5 号 平成22年度御嵩町一般会計予算について御説明をいたします。

22年度当初予算につきましては、先般の議員全員協議会や各委員会協議会におきまして概要や主な事業の内容について説明をさせていただいており、また今定例会においてもそれぞれの常任委員会に付託される予定であります。また、町長が施政方針の中で詳しく説明しましたので、あまり重複しないよう予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、別冊の予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ63億500万円と定めるものであります。

第 2 条の地方債は、第 2 表で説明させていただきます。

第 3 条の一時借入金は、最高額を 8 億円と定めるものです。これは、一般会計をやりくりしていくため、一時的に現金が不足した場合に借り入れることができる金額を定めております。

次に、9 ページをお開きください。

第 2 表 地方債であります。全部で 7 件、合計で 4 億5,080 万円を予定しております。農林水産業関係は、林道整備事業 1 件、建設関係は、急傾斜地対策県営事業負担金負担事業、地方道路等

整備事業、まちづくり交付金事業など4件、衛生関係は、一般廃棄物最終処分場終了工事1件、これ以外に臨時財政対策債であります。起債の方法、利率等につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、附属書類で説明しますので、別冊の当初予算附属書類の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計当初予算の歳入の方から、大きなものや増減の要因となったものを中心に説明いたします。

1の町税は、リーマンショック以来の景気悪化に伴う個人分、法人分ともに減額となり、前年比1億1,060万円の減で、23億6,568万5,000円を見込みました。

2の地方譲与税は、地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に名称変更と自動車重量譲与税の減により、前年比699万9,000円減額の9,200万1,000円を見込みました。

9の地方特例交付金は、子ども手当職員分の600万円を見込んで3,120万円としております。

10の地方交付税は10億4,500万円で、2,500万円の増額を見込んでおります。これは21年度の実績を勘案し、地方財政計画から見て2.5%の増を見ております。

12の分担金及び負担金は、特定鉱害復旧分2,000万円の増額を見込んで1億5,074万1,000円としております。

14の国庫支出金の5億1,393万5,000円は、子ども手当2億2,765万円、グリーンニューディール補助金4,000万円、地域活力基盤創造交付金4,677万円などを見込み、3億3,250万7,000円を増額しております。

15の県支出金5億1,689万5,000円は、電源立地交付金立地促進分3,559万8,000円、県単土地改良補助金1,454万2,000円、ふるさと雇用補助金1,327万8,000円などの増額と福祉医療補助金1,049万円などの減額を見て、6,722万8,000円を増額としております。

18の繰入金は、20年度に減債基金の繰りかえ運用の返済分2億2,000万円を見込み、3億6,259万3,000円としております。

19繰越金1億2,000万円を見込んでおります。

21の町債は、前年より8,320万円減額の4億5,080万円を予定しております。このうち、臨時財政対策債を前年度より16.7%増の3億5,000万円を見込んでおります。

この表の右側に依存財源と自主財源が載せてあります。構成比を見ていただきますと、依存財源は48.1%で前年より2.7%ふえ、自主財源は、町税の減税などにより51.9%となっております。

次に3ページの歳出であります。1の議会費7,633万3,000円は、前年度に議場の改修を行ったことなどにより891万1,000円の減額です。

2の総務費は12億4,554万3,000円で、前年に比べ3億560万9,000円の増額ですが、これは名鉄広

見線運営補助7,000万円、庁舎冷暖房空調取りかえ工事など8,200万円、減債基金積み立て2億2,100万円、国勢調査530万円、参議院議員選挙経費1,050万円など新規の計上と、誘致企業奨励金が21年度より6,700万円ほど減額としております。

3の民生費は18億6,409万8,000円で、2億1,428万3,000円の増額です。これは子ども手当が2億2,765万円の新規の計上、御嵩保育園運営補助1,288万円、障害者医療扶助費332万円などの増額、一方、介護保険繰り出し1,200万円、老人保健扶助費210万円などの減額としております。

4の衛生費は6億327万7,000円で、4,278万6,000円の減額です。減額の要因は、前年度に一般廃棄物最終処分場建設工事3,300万円や無水道地区関連設計委託費2,300万円が減になったことによるものです。本年度は、無水道地域対策として給水事業申請委託業務700万円を計上して国への申請を行うこととしております。

5の労働費1,756万9,000円は、前年度の補正予算で計上してしております、ふるさと雇用再生事業や緊急雇用事業の継続によるものです。

6の農林水産業費は1億7,905万円で、2,737万1,000円の増額です。これは県単土地改良2,118万円や、可児川防災等ため池組合負担金856万円などの増額によるものです。

7の商工費は前年度並みの3,631万9,000円を計上していますが、この中には豊かな海づくり関連100万円を計上してしております。

8の土木費は8億1,261万円で、8,355万1,000円の減額です。減額の要因としましては、21号バイパス関連9,250万円、道路維持工事で2,600万円、街路事業で1,200万円などの減です。一方、増額は、バイパス案内標識設置工事900万円、町道125号線の土地購入4,931万円並びに改良工事2,400万円などを計上してしております。

9の消防費は2億6,382万4,000円で、1,566万5,000円の減額です。これは、21年度に消防自動車購入1,450万円、21号バイパス関連消火栓設置676万円を実施したことなどによる減額と、可茂消防負担金1,051万円などの増額によるものです。

10の教育費は5億8,028万8,000円で、3,262万2,000円の減額です。減額の要因は、私立幼稚園奨励費329万円、学校維持改修工事920万円、公民館維持工事780万円、用務員の正職から臨時職員にしたことによる414万円、給食用備品購入420万円などの減額によるものと、新たに御嵩小学校身障用トイレに290万円、また少人数学級臨時職員賃金335万円などを計上してしております。

11の災害復旧費は6,274万3,000円で、2,063万8,000円の増額です。これは特定鉦害復旧調査設計及び工事費の増額によるものです。

12の公債費は5億4,333万1,000円で、1,399万9,000円の減額です。これは、元金705万円、利子694万円の減額によるものです。

13の諸支出金及び14の予備費は、前年並みとしております。

表の右側に経常的経費と臨時的経費が載せてあります。予算の構成比として、経常的経費は81.1%、臨時的経費が18.9%です。前年度より臨時的経費は2.2%上がっています。これは、グリーンニューディール事業による空調取りかえ工事、名鉄広見線関連の負担金、減債基金戻し入れなどの予算化をしたことなどによるものです。今後も、歳入財源の確保と経常経費の抑制が大きな課題であります。

次に4ページは、歳出予算を科目別・性質別にあらわした表であります。この表につきましては、お目通しをお願いいたします。

5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。科目ごとの歳出総額に対する財源が何かを示しております。これもお目通しをお願いいたします。

6ページをお開きください。6ページから9ページまでは人件費等の明細表がつけてあります。備考欄には報酬、賃金の内容が載せてありますので、これもお目通しをお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。当初予算の規模の推移表であります。過去10年間の予算規模と対前年度比の調査表です。これもお目通しをお願いいたします。

11ページは、実質公債費比率の推移（見込み）表であります。22年度の下から4段目の下水道事業を含む収入に占める借金返済額の比率を示す実質公債費比率は15.8%で、前年度比1.5%上昇の見込みです。下から2段目の起債年度末残高は44億5,668万9,000円となっています。これを人口で割ってみますと1人当たり22万7,000円ということになり、前年度比1万円下がっております。一番下の財政力指数は、平成21年度見込みで0.700となり、年々伸びてきております。

次のページからは事業別明細書ですが、各課係別に主要施策の概要が載せてありますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、もう一度予算書の方に戻っていただきたいと思っております。予算書の109ページをお開きください。

この109ページから114ページまでは給与費関係の明細が載せてあります。詳細は省かせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

115ページと116ページは、今までに債務負担行為を設定したもので、今までの支出額と今後の支出予定額を示した調書であります。

次の117ページは、地方債の年度末見込みをこの1月末時点であらわした表です。先ほど説明しました附属資料11ページの実質公債費比率の推移（見込み）表の年度末残高と同じであります。

118ページは減債基金の繰りかえ運用による繰り戻し計画調書ですが、国民健康保険特別会計歳入不足対策繰出金として2億2,100万円、利子102万2,000円として、平成20年度から22年度

まで繰りかえ運用をしております。なお、本年度末までには利子を含む全額2億2,138万4,000円を戻し入れることとしております。

以上、平成22年度一般会計予算の説明を終わります。内容を精査の上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について、議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上4件について朗読を省略し、説明を求めます。

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

それでは、議案第6号、第7号、第8号、第9号の4件について御説明をいたします。なお、4件とも民生文教常任委員会に付託されることになっておりますので、概略を説明しますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第6号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計予算から説明いたします。

お手元の当初予算の119ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億3,400万円と定めるものです。これは前年度当初予算に比べ17.3%、3億1,400万円の増額となります。この増額の原因としましては、前期高齢者交付金が過年度分、20年度分の追加交付3億4,702万円を含め3億7,178万円ほどの増額が大きな要因であります。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01の国民健康保険税につきましては5億2,421万6,000円で、全体の24.6%を占めていますが、平成20年度に保険税率を改正して2年目となりますが、今後もこの経済情勢により税の伸びは大きく期待できませんが、前年度と比べて660万円ほどの増額を見込んでおります。

款03の国庫支出金につきましては3億3,092万1,000円で、全体の15.5%を占めていますが、前期高齢者交付金の過年度分交付などにより1億300万円ほど減額となっております。

款04の療養給付費交付金は1億159万7,000円で、全体の4.8%を占めています。この交付金は退職者医療に対するもので、60歳から64歳の該当者の増加により634万円ほどの増加となっております。

款05の前期高齢者交付金につきましては、20年度からの交付金制度で、該当者65歳から74歳の医療費に対して支払基金より交付金で3億8,743万円を見込み、20年度分の追加交付金3億4,702万円

と合わせて7億3,445万円で、全体の34.4%となります。

款06の県支出金につきましては7,292万5,000円で、1,012万円ほどの減額となりました。

款07の共同事業交付金につきましては2億3,606万8,000円を見込み、全体の11.1%を占めています。

款09の繰入金につきましては1億1,202万4,000円となり、前年度と比べ2,705万円ほどの増額となっておりますが、基金繰入金を2,650万円ほど増額しております。

続きまして、歳出について説明いたします。126ページをお願いいたします。

款02の保険給付費では12億8,725万7,000円となり、前年度と比べて5,213万円、4.2%の増となりましたが、これは前年度の実績と加入者人数を考慮して見込んでおります。なお、この科目だけで歳出予算の60.3%を占めております。

次に、03の後期高齢者支援金につきましては2億2,982万6,000円となり、全体の10.8%を占めていますが、これは後期高齢者に対する支援金で、国保加入者の人数で計算し、支払基金への納付金でございます。

款04の前期高齢者納付金については65万8,000円となりますが、これも同基金へ納付するものです。

款05の老人保健拠出金については2,311万円となり、前年度と比べて2,260万円ほどの大幅な増額となりますが、20年度の精算に係る確定見込み拠出額が4,920万円、拠出済額が2,610万円の差額を計上しております。

款06の介護納付金は9,380万3,000円となり、前年度と比べて515万円ほどの減額となりました。

款07の共同事業拠出金は2億3,610万7,000円となり、前年度と比べて2,978万円ほどの増額となりましたが、これは歳入でも同額が増加となっております。

款08の保健事業費につきましては、特定健康診査が義務づけられて3年となりますが、1,898万7,000円を計上し、1,600人ほどを予定しております。

款10の諸支出金は2億2,286万円となり、20年度一般会計からの借入金の返済金として利子を含め2億2,138万4,000円を計上しております。

款11の予備費につきましては188万8,000円で、収支の調整をしております。

なお、予算書の127ページから141ページまでが明細となっております。また、歳入歳出予算の附属書類70ページから72ページが関係分となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、平成22年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算について御説明いたします。

予算書の143ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ560万円と定めるものです。前年度当初予算に比べ150万円の増額となります。主に過誤調整業務のみとなり、この会計は平成22年度で終了となります。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、147ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、款01の支払基金交付金につきましては33万2,000円、款02の国庫支出金につきましては20万3,000円、款03の県支出金につきましては5万1,000円、款04の繰入金につきましては5万円を計上しました。

款05の繰越金のみが前年度より増加し、495万8,000円、全体予算の88.5%を占めています。

次に148ページの歳出ですが、款02の医療諸費では60万円、款04の予備費は496万8,000円となり、全体予算の88.7%を占めております。

なお、予算書の149ページから153ページまでが明細書となっていますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上で、平成22年度御嵩町老人保健特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の155ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,700万円と定めるものでございます。この制度も22年度で3年目となり、定着しつつありますが、政権交代によりこの制度は24年度で廃止し、25年度からは新たな制度を創設するというスケジュールが示されております。本年度予算は、前年度に比べ42%、1億3,520万円の減額となります。その原因は、町負担分の療養給付費負担金を特別会計に繰り入れて、納付金として広域連合へ支出しておりましたが、広域連合の指導によりまして、本年度は一般会計へ1億6,460万6,000円を計上したことによります。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、159ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01の保険料は1億3,683万円で、全体の73.2%を占めております。前年度より1,945万円ほど増額となりました。これは、予算編成時には連合会より均等割、所得割ともにアップの改定率で保険料の算定を行うよう依頼があり、計上しておりましたが、2月17日に広域連合議会があり、保険料は22年度、23年度とも据え置きということが議決されております。均等割については3万9,310円、所得割は7.39%のままであります。

款03の後期高齢者医療広域連合支出金につきましては89万9,000円となり、特定健診委託料190人分ほどを計上しております。

款04の繰入金につきましては4,595万6,000円で、1億5,765万5,000円の減額となりましたが、こ

これは当初に説明しましたが、療養給付費負担金を一般会計予算に計上したことによるものです。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分です。

款06の繰越金は322万円を計上しています。

続きまして、歳出について説明いたします。160ページをお願いいたします。

款01の総務費は262万2,000円で、事務費と徴収費です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億7,906万7,000円で、全体の95.8%を占めております。1億3,836万4,000円の減額ですが、これは広域連合への保険料や事務費などの負担金です。

款03の保健事業費は、特定健診、ぎふ・すこやか健診などの負担金で179万7,000円を計上し、74万円ほどの増額です。

款04の諸支出金は、還付金を予定しております。

款05の予備費346万5,000円を計上しております。

なお、予算書の161ページから165ページまでが明細書となっております。また、附属書類の73ページが関係分となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について説明を終わります。

続きまして、議案第9号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の167ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,800万円と定めるものです。

第2項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ480万円と定めるものです。

事業勘定は、前年度当初予算に比べ4.9%、6,300万円ほどの減額となります。この減額は、保険給付費の9,632万円ほどの減額が大きな要因となっております。

それでは、歳入から説明いたします。175ページをお願いいたします。

款01の保険料は、特別徴収分及び普通徴収分を合わせて2億4,212万9,000円を見込んでおり、全体の19.9%です。第4期介護保険事業計画の2年目となり、保険料は年間平均で1人当たり700円ほどの増額となります。

款03の国庫支出金は、給付費の施設分15%、在宅分20%などで2億7,109万8,000円となり、全体の22.3%を占めておりますが、2,189万円ほどの減額となっております。

款04の支払基金交付金は、給付費の30%とされており、3億3,723万1,000円で、全体の27.7%ですが、2,895万円ほどの減額となっております。

款05の県支出金につきましては、給付費の施設分17.5%、在宅分12.5%などで1億6,967万6,000

円で、全体の13.9%となり、1,632万円ほどの減額となります。

款06の繰入金は、一般会計やサービス勘定及び介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れで1億7,874万5,000円、全体の14.7%となり、602万円ほどの減額です。

款08の繰越金につきましては1,812万7,000円となり、前年度と比べて710万円ほどの増額となっております。

款09の諸収入は、利用者負担金を見込んでおります。

続きまして、歳出について御説明いたします。176ページをお願いいたします。

款02の保険給付費では11億1,299万9,000円となり、前年度と比べて9,632万円、8%の減額となりましたが、これは前年度の実績を考慮し、見込んでおります。なお、この科目だけで歳出予算の91.4%を占めております。

次に、款03の基金積立金3,006万円となります。これは介護給付費準備基金に積み立てるものです。

款05の地域支援事業費は4,655万5,000円となり、前年度と比べて363万円ほどの増額ですが、筋トレセンター建設に伴う介護予防事業費で207万円ほどの増額となっております。

款06の予備費につきましては1,005万5,000円で、収支の調整をしております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

ここからは要支援1・2の認定者を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定です。

193ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01のサービス収入478万7,000円は、要支援1・2の認定者のサービス計画作成による収入を見込んでいます。

194ページをお願いいたします。歳出ですが、款02の事業費338万8,000円は、介護予防プラン作成費を見込んでおります。

款03の諸支出費134万円は、保険事業勘定へ繰り出す見込みです。

なお、予算書の177ページから192ページまでと195ページから198ページまでがそれぞれ明細となっております。また、附属書類74ページから77ページまでが関係分となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で、4件の当初予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第11号

平成22年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し説明を求めます。

松岡上下水道課長。

上下水道課長（松岡学一君）

それでは、予算書の199ページをお願いいたします。

議案第10号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算についてを説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,000万円とさせていただくものでございます。

第2条は地方債についてであります。恐れ入ります、203ページをお願いいたします。起債の目的といたしまして、公共下水道建設事業の限度額を1億1,430万円、流域下水道事業負担金の限度額を1,480万円とさせていただきまして、総額として1億2,910万円を計上させていただいております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

199ページへ戻っていただきまして、第3条は、一時借入金の限度額を5億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めたものでございます。

205ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の総括の方で説明させていただきます。まず、歳入でございます。

第1款の分担金及び負担金の1,907万8,000円は、21年度に整備されました区域の受益者負担金が主なものでございます。供用予定面積が対前々年と比べ減少してまいりますために、47%ほどの負担金の減となっております。

第2款の使用料及び手数料の1億7,249万6,000円は、下水の使用料が主なものでございます。

第3款の国庫支出金の7,000万円は、下水道整備の国の補助金でございます。井尻地内の幹川管渠整備計画により、前年と比べまして補助対象事業分が多くなっております。

第4款の財産収入は、利子及び配当金でございます。

第5款の繰入金の4億3,878万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第6款の繰越金は、1,621万5,000円ほどを見込んでおります。

第7款の諸収入の1,430万5,000円につきましては、流域下水道の維持管理負担金調整金並びに建設負担金調整金と上下水道課長の給料負担が主なものでございます。

第8款の町債の1億2,910万円は、先ほど説明させていただきました第2条の第2表のとおりでございます。

以上、歳入合計といたしまして8億6,000万円を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款の下水道事業費の4億1,377万1,000円は、主なものとしまして、下水道維持管理費の使用料徴収など業務委託料、流域下水道への維持管理負担金、また下水道建設費では、設計等業務委託料、下水道工事請負費、流域下水道建設負担金、水道移転補償費などでございます。

第3款の公債費の4億3,977万2,000円は、長期債の元金と利子の償還、それと一時借り入れした場合の利子を計上いたしております。

以下、207ページからは歳入歳出の明細となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、予算の附属書類の79ページ、80ページに主要施策の概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいただければと存じます。

以上で、平成22年度御嵩町下水道特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書の221ページをお願いいたします。

議案第11号 平成22年度御嵩町水道事業会計予算について説明させていただきます。

第2条の業務の予定量でございます。給水件数を6,200件、年間総給水量を215万立方メートル、1日平均給水量を5,890立方メートル、以上を予定いたしております。次の主な建設改良事業といたしましては、下水道関連移設工事の4,900万円、送配水管及び施設改良工事の2,400万円を予定いたしております。

次のページをお願いいたします。第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、第1款水道事業収益といたしまして4億7,200万円を計上いたしております。主な収入といたしましては、第1項の営業収益の4億5,662万4,000円、これは主に水道使用料でございます。第2項の営業外収益の1,532万8,000円は、一般会計からの補助金と預金利息が主なものでございます。

次に支出でございますが、第2款水道事業費として4億7,600万円を計上いたしております。主な支出といたしまして、第1項の営業費用の4億3,960万5,000円、これの主な内訳としましては、県水の受水費、修繕費、業務委託料、それから減価償却費などでございます。第2項の営業外費用の3,348万4,000円につきましては、企業債利息と消費税の支払いでございます。第4項の予備費は、予算の充用に備えるものとして計上いたしております。

次のページでございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、第3款の資本的収入として4,280万円を計上いたしております。これは、第2項の負担金として給水申込金と下水道関連工事負担金、消火栓設置工事の負担金でございます。

次に第4款資本的支出でございますが、1億5,350万円を計上いたしております。第1項の建設改良費の1億1,378万3,000円は、主に下水道関連の移設工事、送配水管及び施設改良工事と下水道関連の移設設計委託料などでございます。第2項の償還金の3,971万7,000円につきましては、企業債の元金償還でございます。

なお、この資本的収入が資本的支出に対して不足いたします1億1,070万円につきましては、過年度損益勘定留保資金の7,098万3,000円と利益剰余金の処分量3,971万7,000円で補てんするものでございます。

次の第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。第6条、第7条は省略させていただきます、第8条でございます。減価償却費に充てるために一般会計から補助金として1,500万円を受けるものでございます。

第9条は、利益剰余金の減債積立金から3,971万7,000円を処分するものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

次のページ以降からは実施計画書、それから資金計画書、関係書類となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、予算の附属書類の82ページから85ページに主要施策の概要を掲載しておりますので、あわせてお目通しをいただければと存じます。

以上で、平成22年度御嵩町水道事業会計予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

これで当初予算の説明がすべて終わりました。

ここで10分間の暫時休憩をいたします。

再開は25分から行いますので、よろしくお願いします。

午前11時15分 休憩

午前11時27分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、補正予算に入りますが、議長より議員の皆さんにお伺いいたします。

補正予算につきましては、先般、質疑・応答等の細かい作業まで行われました。したがって、今回の補正予算の説明につきましては、各課長の範囲の中で款項についての収入及び支出の説明でもよいと思いますが、議員の皆さんはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

了解といたします。したがって、やっただけの課長さんには、款項でお願いをしたいと思います。

議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について、朗読を省略し、説明を求

めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

それでは、議案第12号 平成21年度御嵩町一般会計補正予算（第9号）について説明をいたします。

青のインデックス、補正予算のピンクの表紙の一般会計補正予算（第9号）をお願いいたします。

今回の一般会計補正予算は、あすの安心の成長のための緊急経済対策として国の2次補正に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金及び緑の分権改革推進事業交付金が創設されたことに伴う増額補正と、21年度予算全体で年度末でもあり、事業費の確定や今後の支出見込みの精査などにより歳入歳出とも細かな補正を行っております。

1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、7,592万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億946万4,000円とするものです。

次の第2条は繰越明許費の追加及び第3条、地方債の変更は、表の方で説明をいたします。

7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正は20件であります。この補正のうち、1番の農林水産業費から14番の教育費までは国の2次補正に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金を受けて、新規事業として21年度予算に計上して22年度へ繰り越すものです。1番、2番の520万円と437万円は農林課関係で、町有林整備、作業道整備と農業担い手センターへの上水道整備であります。次の3番から8番までの建設課関係6件、合計3,500万円は、町道三反田切木線ほか6ヵ所の町道維持管理工事です。次の9・10番の570万円と300万円は、総務課関係で町営住宅の修繕です。次の11・12番の96万6,000円と165万6,000円は、学校教育課関係で伏見小学校緊急避難路設置及び廊下改修です。次の13番、14番の88万8,000円と204万8,000円は、生涯学習課関係で御嵩公民館壁面及び綱木グランド管理棟トイレなどの改修です。以上、1番から14番までは新規事業として合計5,882万8,000円を計上し、22年度へ繰り越して事業を行うものです。

次の15番の総務費の街道みたけ交流館（仮称）建設工事500万円は、駐車場整備分について22年度へ繰り越すものです。次の16番の民生費の子ども手当システム委託事業200万円については、22年度から実施されます子ども手当支給事業のシステム経費を21年度予算に増額補正を行い、22年度へ繰り越すものです。次の17番の衛生費の緑の分権改革事業1,300万円は、国の2次補正による緑の分権改革推進事業交付金を受けてクリーンエネルギー導入に向けた調査を行うもので、新規事業として21年度に増額補正を行い、22年度へ繰り越すものです。次の18・19番の土木費の2件、860万円と670万円は、21号バイパス関連工事であるため、国交省による21号バイパス開通がおくれる

ため22年度へ繰り越すものです。次の20番の消防費602万円は、本年度に防災行政無線操作卓整備を行っておりますが、その中に危機管理システム（Jアラート）を同時に導入する予定でしたが、メーカー開発がおくれたため繰り越すものです。

次の8ページの第3表 地方債補正ですが、合計6件で、限度額2,830万円を減額して5,370万円とするもので、それぞれ事業の確定や入札差金によるものです。

それでは、戻っていただきまして、款項の説明ということですので、2ページの方をお願いいたします。

歳入関係であります。町税につきましては、87万円を増額しまして24億7,715万5,000円とさせていただきます。

次に分担金及び負担金につきましては、654万7,000円を減額しまして1億3,588万5,000円とするものです。

次の13使用料及び手数料につきましては、4,000円を増額しまして7,352万2,000円とするものです。

国庫支出金につきましては、4,896万9,000円を増額いたしまして4億9,191万7,000円とするものです。この関係には、先ほど説明をさせていただきましたきめ細かな交付金の分の増額をここで見込んでおります。

次の県支出金につきましては、457万6,000円を増額しまして5億1,915万9,000円とするものであります。

次のページをお願いいたします。財産収入につきましては、72万6,000円を増額いたしまして2億1,465万8,000円とするものです。

寄附金につきましては、67万5,000円を減額して143万円とするものです。

繰入金につきましては、9,466万5,000円を減額しまして1億5,546万5,000円とするものであります。この中では財調の取り崩し分を減額いたしております。

諸収入につきましては、88万4,000円減額して1億234万2,000円とするものであります。

町債につきましては、2,830万円を減額しまして3億7,090万円とするものであります。この中では臨時財政対策債を減額いたしております。

次に、歳出の方をお願いいたします。

まず、1の議会費につきましては153万9,000円を減額しております。これにつきましては、支出見込みを確定により減額いたしております。

総務費につきましては、1,936万8,000円を減額し、11億6,077万円とするものであります。この中には、負担金補助及び交付金関係でふれあいバスやY A Oバス関係の運行補助の増額とか、あと

委託料関係では、工場団地の緑化に伴う伐採が必要なため植栽の委託を100万円ほど減額しておる関係、また負担金補助及び交付金では、企業誘致奨励金が確定による減額、それからグリーンテクノの償却資産修正に伴う400万円の増額、またふるさと創生費では、ふるさとふれあい振興基金の積み立ての増額等があります。

次に民生費関係ですが、2,963万8,000円を減額して16億6,488万5,000円とするものであります。この関係の中では、扶助費の関係で増額、また子ども手当支給のために必要な電算システムの関係の委託料の増額、また児童運営費関係では、御嵩保育園の運営委託料の増額を行っております。

次に衛生費関係ですが、1,131万8,000円を減額し、6億4,958万7,000円とするものであります。新型インフルエンザのため健康まつりを中止した関係の減額、それからその他各種検診が確定したことによります減額等を行っております。また、この中には、先ほど歳入の方の説明で申し上げました緑の分権改革事業に絡みまして1,300万円を新規に計上して、クリーンエネルギー導入に向けた調査を行う経費を盛り込んでおります。それから無水道地区対策費の中には、無水道対策の入札差金等をここで減額をいたしております。

次に労働費関係につきましては、340万円を減額して1,797万3,000円とするものであります。

農林水産業費については、358万7,000円を増額して1億6,117万円とするものであります。この中には、国のきめ細かな事業、先ほど繰り越しの中で説明いたしました工事費等も含まれております。

次の5ページをお願いいたします。商工費につきましては、7万8,000円減額して3,680万円とするものであります。

土木費につきましては970万8,000円の増額で、9億5,319万9,000円とするものであります。この中には入札差金等の精査と、先ほど繰り越しの関係でも申し上げました、きめ細かな臨時交付金の関係の事業をここで盛り込んでおります。

次の消防費につきましては、399万円を減額し、3億2,052万3,000円とするものであります。

教育費につきましては、1,069万7,000円を減額して6億3,489万2,000円とするものであります。事業の精査と、この中にもきめ細かな交付金の事業を盛り込んでおります。

次の災害復旧費につきましては、574万1,000円を減額して4,818万4,000円とするものであります。これは鉾害復旧の入札差金等で減額をいたしております。

公債費につきましては、345万2,000円を減額しまして5億5,387万8,000円とするものでございます。

そのほか給与費明細書が44ページから載せてありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

それでは、議案第13号、第14号、第15号について説明いたします。

初めに、議案第13号 平成21年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書の補正予算関係、オレンジの表紙の裏をお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,703万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,154万9,000円とするものです。

今回の補正につきまして主なものは、歳入では国庫負担金と繰入金の減額、それから療養給付費交付金と共同事業交付金の増額であります。歳出では、保険給付費の増額と共同事業拠出金の減額などあります。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、款03の国庫支出金、項01の国庫負担金2,268万3,000円の減額につきましては、療養給付費等負担金の交付見込み額精査による2,138万5,000円の減額と、高額医療費共同事業負担金の確定による129万8,000円の減額によるものです。

項02の国庫補助金906万8,000円の増額は、普通調整交付金の交付見込み額精査によるものです。

次の款04の療養給付費交付金1,120万円の増額は、退職被保険者医療費増加見込みによるものです。

次の款06の県支出金21万5,000円の増額は、国民健康保険財政健全化特別対策費補助金、福祉医療関係に関する増加見込みによるものです。

款07の共同事業交付金6,605万6,000円の増額は、高額医療費共同事業交付金1,651万3,000円と保険財政共同安定化事業交付金4,954万3,000円の交付金額確定によるものです。

款08の財産収入6万7,000円は、国保基金積立利子です。

款09の繰入金の一般会計繰入金895万4,000円の減額は、額の確定による保険基盤安定繰入金1,093万円の減額と財政安定化支援繰入金197万6,000円の増額によるものです。

基金繰入金は、収支見込みによる国民健康保険基金繰入金1,000万円の減額です。

次の款11の諸収入206万8,000円の増額は、交通事故による一般被保険者第三者納付金45万5,000円と、雑入の総務などの高齢受給者負担分1割軽減分の国庫負担金161万3,000円です。

続きまして、歳出を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款01の総務費、総務管理費は通信運搬費です。それから項02の徴税費の収納率向上特別対策事業費の118万4,000円の減額は、嘱託徴収員の徴収実績による年間収支見込みによるものです。

款02の保険給付費6,689万5,000円の増額は、01一般被保険者療養給付費の4,748万8,000円、02の退職被保険者等療養給付費1,728万2,000円、それから03の一般被保険者療養費202万3,000円は、それぞれ年間収支見込みによる診療報酬負担金の増額です。05の審査支払手数料10万2,000円は、レセプトの年間増加見込みによるものです。

款07の共同事業拠出金1,725万5,000円の減額は、高額医療費共同事業医療費拠出金519万6,000円減、保険財政共同安定化事業拠出金1,205万9,000円減は、拠出金額確定による減額です。

款08の保健事業費163万円の減額は、疾病予防費、健康診断料助成費35万円の増額と、特定健康診査等事業費の額の確定による198万円の減額です。

款09の基金積立金6万7,000円の増額は、基金利子の積み立てです。

款10の諸支出金、償還金13万4,000円の増額は、特定健診、保健指導に係る20年度一般会計負担分の精査による返還金であります。

款11の予備費4万6,000円の減額は、収支を調整しております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成21年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書つくり、黄色の表紙の裏をお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,993万9,000円とするものです。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01の保険料の337万1,000円の減額につきましては、それぞれ収入見込み額の精査により、特別徴収分2,599万1,000円の減額、それから普通徴収分2,262万円を増額しております。

款04の繰入金43万8,000円の減額につきましては、広域連合へ納付します事務費及び保険基盤安定負担金の額の確定によるものです。

続きまして、歳出を説明いたします。7ページをお願いいたします。

款01の総務費の徴収費21万9,000円の増額は、随時賦課分の保険料納付書及び督促状の印刷です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金460万2,000円の減額は、保険料見込み額の減額など負担金

確定に伴うものです。

款03の保健事業費17万円の減額は、ぎふ・すこやか健診事業終了によるものです。

款05の予備費74万4,000円は、収支を調整しております。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を終わります。

続きまして、議案第15号 平成21年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書つづり、水色の裏面をお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,259万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,618万6,000円とするものです。

第2項ではサービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ484万円とするものです。

今回の補正につきまして、保険事業勘定で主なものは、歳入では保険料、国庫支出金、県支出金の減額です。歳出では、保険給付費の減額と基金積立金の増額などです。

それでは、8ページをお願いいたします。歳入から説明いたします。

款01の保険料1,118万4,000円の減額につきましては、特別徴収分878万4,000円、普通徴収分240万円をそれぞれ収入見込み額の精査により減額しております。

款03の国庫支出金の国庫負担金1,381万9,000円の減額は、介護給付費負担額の確定によるものです。

次の調整交付金442万4,000円の減額につきましても、額の確定によるものです。

款04の支払基金交付金331万3,000円の減額は、介護給付費交付金額確定に既交付金額の確定によるものです。

款05の県支出金1,005万1,000円の減額は、介護給付費負担金額確定によるものです。

款06の繰入金18万3,000円の増額は、介護サービス事業費勘定精査によるものです。

款07の財産収入1万1,000円の増額は、介護給付費準備基金利子です。

続きまして、歳出について説明いたします。10ページをお願いいたします。

款01の総務費、一般管理費7万8,000円の減額は、介護保険運営協議会委員報酬及び電算委託料です。

次の賦課徴収費34万円の減額は、通信運搬費と電算委託料です。

次の認定費126万円の減額は、認定審査費の主治医意見書作成手数料60万円減と認定調査費の新規認定調査員報酬、それから訪問調査委託料及び負担金の66万円の減額です。

款02の保険給付費1億800万円の減額は、介護サービス費など年間事業見込みによるものですが、

主なものとしましては、老健や特養など施設入所者の減少による介護サービス費負担金の減額です。21年1月から12月までで28名ほど施設入所者が減少しております。

次の審査支払手数料14万3,000円の減額は、国保連合会への支払手数料です。

次の高額介護サービス費280万円の減額は、給付費減額に伴うものです。

款03の基金積立金7,101万1,000円増は、介護給付費準備基金積立金7,100万円と利息の1万1,000円です。

款05の地域支援事業費の介護予防事業費141万5,000円の減額は、主なものはショートステイなど委託料46万円減と生活機能評価負担金65万円減などです。

次の包括的支援事業等費32万4,000円の減額で主なものは、扶助費の成年後見人助成金の33万6,000円減です。

款06の予備費75万2,000円増は、収支を調整しております。

以上で、3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について、議案第17号 平成21年度御嵩町下水道事業会計補正予算（第3号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

松岡上下水道課長。

上下水道課長（松岡学一君）

補正予算書の薄紫色の表紙の部分をお願いいたします。

議案第16号 平成21年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,500万円とするものでございます。

第2条は、地方債の変更による補正でございます。4ページをお願いいたします。起債の目的の流域下水道事業負担金の限度額を2,020万円から400万円減額し、1,620万円とするものでございます。利率、償還の方法などの変更はございません。減額の理由につきましては、流域下水道事業建設負担金が確定したことによるものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

款01の分担金及び負担金で下水道事業受益者負担金の27万円の増額は、過年度分で50件分ござ

います。

次の款02の使用料及び手数料で下水道使用料の122万円の増額は、現年度分の増加分と過年度分の55件分でございます。

次の下水道手数料、延滞金、それから預金利子、雑入は省略させていただきまして、一番下になりますが、款08の町債で下水道事業債の400万円の減額は、先ほど4ページでも御説明しましたように流域下水道事業負担金の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

款01下水道事業費で下水道維持管理費で650万3,000円増額は、主に流域の維持管理負担金、これは処理費の増額でございます。

次の目01の下水道建設費で990万4,000円の減額は、報償費の58万6,000円の減額は、受益者負担金一括納付報奨金の不用額でございます。それから委託料で530万円減につきましては、設計委託とか認可申請業務委託の差金等、不用額により減額でございます。19の負担金補助及び交付金394万1,000円減につきましては、流域下水道の建設負担金の確定による不用額と町村下水道推進協議会の負担金の不用額を合わせたものでございます。

一番下になりますが、款04の予備費につきましては、予算の調整をさせていただいたものでございます。

以上で、下水道特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、黄緑色のページをお願いいたします。

議案第17号 平成21年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを説明させていただきます。

1ページでございます。

第1条は省略させていただきまして、第2条は、収益的収入及び支出のうち、収益的支出の予定額を補正するものでございます。支出の第2款水道事業費用の第1項の営業費用を55万7,000円増額するものであります。

次の第3条の職員給与費を20万7,000円増額するものでございます。

次のページは省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。次の7ページになりますが、一番下から3行目の当年度の損益といたしましては581万4,000円の純損失となっております。これに下の前年度の繰越利益譲与金を加えますと、当年度未処分利益剰余金といたしましては3,055万5,179円と見込んでおります。

11ページをお願いいたします。収益的支出であります。

目2の配水及び給水費で35万円につきましては動力費であります。送水ポンプの電気料の増額で

ございます。

次の目4の総係費では、時間外手当と共済負担金の増額補正であります。

以上で、水道事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

これで、21年度一般会計ほか補正予算の説明を終わります。

なお、暫時休憩といたしまして、午後からは1時15分に再開をしたいと思っておりますので、御参集く
ださるよう、よろしくお願いをいたします。

午後0時08分 休憩

午後1時16分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

これより条例等関係に入ります。

議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第19号 御嶽
宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、
説明を求めます。

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

それでは、議案第18号 御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明い
たします。

議案つづりの7ページから9ページをお願いいたします。

この建物は、願興寺の門前に建っていた空き家を取り壊し、その土地に太陽光発電施設2.96キロ
ワットを備え、高気密・高断熱構造の御嶽宿の景観に調和した和風の建物を建築中ですが、御嶽宿
地域景観等整備指針に配慮して、中山道の歴史・文化に触れることができ、住民同士や来訪者の交
流、おもてなしができるまちづくりの拠点施設として期待できます。

この御嶽宿わいわい館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるもので
す。

第1条では、設置を定めています。御嵩町を訪れる方にくつろぎの場を提供し、歴史・文化、観
光の発信基地として、特産品などの販売により地域の振興を図る目的で設置します。

第2条では、施設の名称及び位置を定めています。名称を「御嶽宿わいわい館」、位置を御嵩町

御嵩1554番地1と定めています。

第3条では、施設の構成を定めています。施設は、来訪者休憩所、地域交流室、工房・展示室の三つのスペースで構成されています。

第4条から第12条までは、使用の許可、使用の制限、使用許可の取り消し等、使用料、使用料の減免、使用料の不還付、目的外使用、権利譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害の賠償を定めています。

第13条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則により定めるものとしています。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第19号 御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの10ページから12ページをお願いいたします。

この施設は、環境モデル都市構想に立候補し、残念ながら選には漏れましたが、国の低炭素都市推進協議会の幹事として、地球温暖化対策に積極的に取り組む「環境のまち御嵩」を広く町内外にアピールするため、クリーンエネルギーを利用した太陽光発電施設10キロワットを設置し、発電された電気をエネルギーとして、広場にLED照明108基を設置し、美しい夜間景観を演出します。

また、お湯は使わないセラミックボールで足を温める「足癒」や、町のPR展示ができる屋根つきの回廊を併設した施設もでき、太陽光発電施設の下では御嶽宿にふさわしい「宿の市」や広場でのイベントを開催することで町内外住民が交流し、町の活性化とにぎわいを期待できます。

この御嶽宿さんさん広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるものです。

第1条では、設置を定めています。太陽光で発電された電力を使用することにより温室効果ガスの排出を抑制し、地域交流の場として町内外住民の交流促進及び地域振興を図る目的で設置します。

第2条では、施設の名称及び位置を定めています。名称を「御嶽宿さんさん広場」、位置を御嵩町中534番地1と定めています。

第3条では、施設の構成を定めています。施設は、特産品等販売所、展示・掲示場、広場、足癒の四つのスペースで構成されています。

第4条から第12条までは、使用の許可、使用の制限、使用許可の取り消し等、使用料、使用料の減免、使用料の不還付、目的外使用、権利譲渡等の禁止、原状回復の義務、損害の賠償を定めています。

第13条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は規則により定めるものとしています。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものであります。

以上、2件について説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

埜藤保険長寿課長。

保険長寿課長（埜藤 幸君）

それでは、議案第20号、第21号について説明いたします。

初めに、議案第20号 御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり13ページをお願いいたします。

御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例を次のように定める。

今回提案いたします条例の一部改正は、現在、長寿者表彰としましては、満100歳の方に誕生日に町長が自宅を訪問し、祝い状及び褒賞金10万円を贈っておりますが、満87歳の方に対しては規定された褒賞金5,000円は支出されていないことが判明しましたので、現状に合わせて改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明しますので、資料つづりの2ページをお願いしたいと思います。

現行の「資格」を「対象者」に改正し、第2条1項で、毎年度、満100歳に達する者に限定し、本町に引き続き5年以上、住民登録があるか、外国人登録原票に登録されているものとしています。

第2項では、5年以上の住所要件は満たしていても、第1号ではグループホーム、第2号は養護老人ホームや特別養護老人ホームなどへ他市町村から入所した者は対象にしないと規定しています。

褒賞につきましては、第3条では、第1項を改正し、第1号、第2号及び第2項を削除しております。

現行の「褒賞の期日」を「褒賞の授与」に改正し、第4条の「毎年9月15日（敬老の日）を行う。」を削除し、ただし書きを改正しております。

附則としまして、条例の施行日は、平成22年4月1日としております。

以上で、御嵩町長寿者褒賞条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 みたけ健康館の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書つづり15ページをお願いいたします。

「みたけ健康館」の名称につきましては、筋力トレーニングセンターの名称の応募者数107点の

中から選定されております。

みたけ健康館は、御嵩町御嵩1392番地1に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金1,463万円、森林整備加速化・林業再生事業補助金1,097万5,000円、合わせまして2,560万5,000円を活用し、木造かわらぶき平家建て、床面積105.73平米を建築し、今月26日の完成予定であります。

第1条では、設置を定めております。町民の健康増進及び介護予防を推進し、地域に密着した健康教育、健康相談及び高齢者等の心身機能の維持向上を図るということであります。

第2条では、名称及び位置を定めております。

第3条では、実施する事業内容を定めております。

第4条では、許可及び許可に条件を付すことができると定めており、介護予防教室などの参加者は許可を要しないとしております。

第5条では、利用の制限を定めています。

第6条では、許可を受けた者及び各教室に参加する者の遵守事項を定めております。

第7条では、許可の取り消し、または制限、もしくは停止の要件を定め、利用者が損害を受けることがあっても町は賠償しないと定めています。

第8条では、使用料は徴収しないと定め、教室の参加者は、別途費用を徴収することができると定めています。

第9条では、目的外利用、または利用権の譲渡、転貸の禁止を定めています。

第10条では、施設、設備、備品などを毀損し、または滅失したときの原状回復、またはその損害賠償を定めています。

第11条は規則委任です。

附則としまして、条例の施行日は、平成22年4月1日としております。

以上で、2件の条例関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きます。議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊佐治住民環境課長。

住民環境課長（伊佐治徳保君）

それでは、議案第22号 御嵩町一般廃棄物埋立処分場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりの17ページ、18ページ、資料つづりの4ページ、5ページをお願いします。

改正の理由としましては、昨年の9月から南山で造成しておりました一般廃棄物埋立処分場がこ

との2月8日に完成いたしました。完成に伴い、現在使用している小和沢の一般廃棄物埋立処分場に新たに南山一般廃棄物埋立処分場を加え、4月から供用開始するものです。

なお、小和沢の一般廃棄物埋立処分場については、4月から廃止に向けての進め方を進めていく予定です。

それでは、資料つづり4ページの新旧対照表で説明します。

改正案、第2条、名称及び位置につきましては、南山の処分場が2月に完成し、4月1日から使用するため、名称に新たに「御嵩町南山一般廃棄物埋立処分場」を加えるものです。位置につきましては、御嵩町御嵩2192番地589です。

第3条、管理につきましては、小和沢の処分場に御嵩町南山一般廃棄物埋立処分場を加え、小和沢の一般廃棄物埋立処分場の廃止が完了するまで2ヵ所を管理していくものです。

第4条、第6条につきましては、文言及び読点の追加・削除です。

次に、5ページの別表について説明いたします。御嵩町では、廃陶磁器類の収集につきましては、年2回、6月、12月に1枚30円の指定袋に入れて出していただいておりますが、直接車で埋立処分場へ持ち込んだ場合、現在の投棄料は、積載量0.5トン以下の車は無料であり、少量の廃陶磁器類を袋に入れて出す人は有料で、0.5トンまでの多く量を出す人は無料であり、矛盾がありました。量に関係なく受益者に相応の料金を負担していただくため、現行の一般廃棄物埋立処分場投棄料の搬入車両の積載量0.5トン以下無料を改正して、積載量1トン以下のものの投棄料を1,050円にするものです。これにより、埋立処分場で処分する場合は、すべて有料となります。

議案つづり18ページに戻っていただきまして、附則としましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものです。経過措置につきましてはお目通しください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

議案第23号 御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案つづりの19ページをお開きください。

19ページの下から3行目でございますが、第3条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「1区画当たり年額2,000円の利用料」を「別表に定める町民菜園ごとの使用料」に改めるとい

ようなことがこの条例改正の主な目的で、従前は年額2,000円という使用料を一律に取っていたんですが、もう既に西田菜園の方で、ちょっと区画が大きかったもんですから3,200円の使用料を徴収しておりました。その関係で、今回それを改めようということで、1枚めくっていただきまして、20ページの下の別表（第3条関係）ですが、各菜園ごとの1区画当たりの使用料を徴収する条例に改めるものです。

あと内容につきましては、議案資料の6ページ、7ページに町民菜園の関係のことが書いてございます。たくさん項目がありますが、実はこの管理条例ともう一つ、貸し付け規定というのがございまして、そちらにかなり詳しいことが書いてありましたので、法令の担当部局に相談しましたところ、そちらに書いてあったら、当然条例に書いた方がいいだろうという指摘を受けまして、禁止行為とか許可の取り消し等を条例の方へ移しかえました。内容については規定と同じですので、説明は省略させていただきます。

それから8ページの方へお願いしたいんですが、こちらが先ほど申しました別表の関係で、この4条関係の別表を追加するという改正になっております。

以上で資料の説明を終わります。また議案の方へ戻っていただきまして、20ページの附則の関係ですが、この条例は、平成22年4月1日から施行すると。

経過措置としましては、この条例による改正後の御嵩町町民菜園の設置及び管理に関する条例第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった町民菜園の利用に係る使用料について適用し、同日前に申請のあった町民菜園の利用に係る使用料については、従前の例によるということになっております。

簡単であります。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

なお、先ほど総務課長より議案の一部修正の申し出がありましたので、同時に行っていただきます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺義弘君）

それでは、議案つづりの22ページをお開きください。

議案第24号 御嵩町上之郷辺地総合整備計画を定めることについて御説明をいたします。

これは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、上之郷辺地総合整備計画を策定して辺地債の対象とするものです。

次の23ページの総合整備計画書で説明をいたします。

計画の対象地域は、字前沢、上之郷、小和沢、大久後としております。

整備計画年度を平成22年度から平成26年度までの5ヵ年間としております。

事業費は総額1,830万円とし、内訳は、特定財源904万円を見込み、辺地対策事業債を920万円予定しております。

それでは、資料つづりの9ページ、最終ページをお開きください。

整備計画の内容は、平成22年度、23年度の2年間で林道八嵩線のり面改良事業として、面積合計1,600平方メートルの計画をしております。

平成25年度には、義務教育施設整備事業として通学バス29人乗りの1台購入を計画しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、今、議長に御了解をいただきました議案の訂正の方をさせていただきます。

議案つづりの青のインデックス、補正予算つづりの7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正であります。このナンバー1、ナンバー2の款「農林水産事業費」と記入してありますが、正しくは「農林水産業費」でありますので、「事」という字を削っていただきたいと思っております。大変申しわけありませんが、よろしくお願いをいたします。

以上で終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について、発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書、以上2件について、議会事務局長に朗読をさせます。

桑下議会事務局長。

議会事務局長（桑下増美君）

それでは、本日お配りしました「議案その2」というのがございます。ごらんいただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。

朗読いたします。

発議第1号

無水道地域解消対策特別委員会の設置について

御嵩町議会委員会条例（昭和62年条例第15号）第5条の規定により、次のとおり無水道地域解消対策特別委員会を設置するものとする。

平成22年3月5日提出

提出者 御嵩町議会議員 安藤博通

賛成者 " 梅 原 勇
 " 岡 本 隆 子

無水道地域解消対策特別委員会の設置について

御嵩町無水道地域問題に関する調査・研究を行うため、委員6人をもって構成する無水道地域解消対策特別委員会を設置し、下記事項について調査を付託するものとする。

なお、本委員会は、議会の閉会中も調査できるものとし、議会が本調査を終了するまで継続して調査を行うものとする。

記

- 1 無水道地域解消に関する事項
- 2 県水受水対策及びこれに伴う水道料金問題に関する事項
- 3 無水道事業に伴う財政事情に関する事項

以上であります。

次に、2ページをお願いいたします。

発議第2号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を、次のとおり提出する。

平成22年3月5日提出

提出者 御嵩町議会議員 亀 井 千 歳
賛成者 " 早 川 文 人
 " 梅 原 勇
 " 岡 本 隆 子
 " 安 藤 博 通

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

米国のオバマ大統領は、昨年4月5日にプラハで行った演説において、核兵器廃絶に向けて、国として取り組むことを初めて明示するとともに、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて「一緒になって平和と進歩の声を高めなければならない」と、世界に向けて協力を呼びかけている。

さらに、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第3回準備委員会で読み上げられたメッセージでは、「核兵器のない世界の平和と安全保障の追求」を改めて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」と表明した。

また、昨年9月23日にニューヨークで行われたオバマ大統領と鳩山首相との会談では、核軍縮・核不拡散について緊密に連携することで一致し、翌24日には、国連安全保障理事会の首脳会合で、オバマ米大統領が提案した「核兵器なき世界」を目指す決議を全会一致で採択した。

こうした国際的な動きは核兵器廃絶への機運として高まってきている。

よって、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、国におかれては、世界で唯一の被爆国として、今年おこなわれる核不拡散再検討会議において、2000年に合意された核兵器廃絶の明確な約束を再確認し、履行に向けた主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめ、国際社会に対し、核兵器廃絶の国際条約締結を目指した国際交渉の開始に向けて、積極的な働きかけをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

岐阜県御嵩町議会

これは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あてに提出するものであります。以上でございます。

議長（鈴木元八君）

朗読が終わりましたので、順次提出者の説明を求めます。

発議第1号 無水道地域解消対策特別委員会の設置について、提出者より説明を求めます。

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

それでは、無水道地域解消対策特別委員会の設置についての提案理由の説明をいたします。

今般、行政から無水道地区解消計画の提案を受けました。この問題を検討すべく特別委員会を設置するものであります。

無水道地区にお住まいの方にとっては上水道の確保は伝来の悲願であり、インフラの公共性から言えば当然の要求であると思います。また、過去の渇水問題からして、何らかの手を講じなければいけないことも自明の理であるでしょう。

ただ、いまだこの問題に手つかずであったということは、そこに事業をすることによって多額の資金が必要とされ、町財政上に大きな負担をかけ、財政悪化の要因になりかねないことが心配され

ます。また、投資効率においてもB/C、すなわち施行基準値の1を下回るのではないかという問題などがあります。今日まで事業に着手できなかった原因ではなかったかと思われます。

そこで、今回、事業計画の提案を受け、議会としてもこれらの事情を踏まえ、この問題にいかに対処すべきかを検討すべく特別委員会を立ち上げるものであります。

なお、本来は総務建設委員会において検討すべきものであると思われませんが、検討する事項も多く、そのための時間も多々必要と思われるので、特別委員会の設置検討が望ましいと思われしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、提案理由の説明を終わります。

議長（鈴木元八君）

次に、発議第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について提出者より説明を求めます。

8番 亀井千歳君。

8番（亀井千歳君）

それでは、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の提案理由について説明をさせていただきます。

昨年9月にニューヨークで開催されました国連安全保障理事会では、「核不拡散」、そして「核軍縮」をテーマに、核なき世界を目指す決議が全会一致で採択されました。鳩山首相も、オバマ大統領が昨年4月のプラハ演説で提唱されました「核なき世界」に向けた取り組みを高く評価し、世界唯一の被爆国として核軍縮を積極的に後押しするとしておられます。

御嵩町議会では、昭和60年9月に核兵器の全面撤廃と軍縮を推進した世界の恒久平和を目指す「非核平和都市宣言」を決議しており、また平成9年12月には核兵器全廃に向けた「核廃絶2000宣言」を決議、さらに翌平成10年6月には、5月にインド・パキスタンが相次いで行った核実験に対して「インド及びパキスタンの核実験に抗議する決議」を採択しています。

今年5月には核不拡散条約再検討会議がニューヨークで開催されますが、広島市、長崎市を初め、世界で3,000以上の都市が加盟する平和市長会議では、2020年までに核兵器を廃絶するための具体的な道筋を示した、いわゆる「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の採択を目指しています。

こうした背景の中、御嵩町議会として意見書の提出を提案するものです。御審議をよろしくお願ひいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

続きまして、日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月11日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後1時57分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

